

第4日（9月20日）

11 杉田源太郎 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長、教育長

1 臨時職員の採用・労働条件の決定と司書の重要性について

(1) 臨時職員の採用・労働条件の決定について

焼津市の正規職員は昨年度1,502人です。病院・水道等特別会計以外では709人、臨時等職員は720人でほぼ半数を占めます。（平成31年4月1日現在）雇う側、雇われる側各々その雇用形態を選択する背景があり一概に言うことはできないが、賃金他労働条件についての処遇改善が社会に求められている。それを焼津市が先頭に立って行い、国に対してもその支援を求めていくことが大切です。臨時職員含めその職務に誇りを持ち、意識して職務を遂行できる。

ア 募集と労働条件を決定するシステムはどのようになっているのか

イ 障害者が雇用対象になる職種はあるか

ウ 職種により有資格者を求めるか否かの判断基準は何か、また条件に資格手当を設けないのはなぜか

エ 有資格職種の賃金単価の差は資格の内容によるものか

(ア) 時給職種 学校司書1,010円、保育士・幼稚園教諭1,180円、看護師・保健師1,360円この差の資格位置づけは何ですか

(イ) 同職種で時給と月額 学校司書1,010円/時給 図書司書160,200円/月額 時給換算ではいくらになりますか

オ 資格要件無職種の賃金単価

時給職種 一般事務900円、教育等支援員1,060円、給食調理員970円この差は何ですか

カ 教育関連職種での時給について

上記有資格学校司書1,010円と資格要件無の教育支援員1,060円。この50円の差の根拠は何ですか

(2) 図書館、図書室の司書の重要性について

ア 社団法人日本図書館協会が発表した「公立図書館の任務と目標（最終報告）」の第4章公立図書館の経営には、その経営の理念の項に「地域住民の要求に応える体制の維持」が、職員の項に「司書の専門職種としての制度化」、「専門職員への適正な昇任機会の付与」と掲げられているが焼津・大井川図書館では正規職員・臨時職員の司書は何人で、前述の目標はかなえられているか

イ 夜間開館、祝日開館の要求にサービスの格差が生まれないようにするため要員の体制も大変だと思う。時間外手当・割増賃金制度があるが臨時職員に時間外労働を指示することがあるか

ウ 図書館には様々なレベルの業務が存在する。利用者に図書館で働く職員の中で専門職である「司書」がわかるようになっているか

エ 学校図書館法第4条に関連して学校図書館の運営について

(ア) 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供することとある。資料収集に必要な予算は各学校にどのような配分がされるのか

(イ) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うとある。どのようなことが行われてきたか

(ウ) 図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うとある。どのような指導を行っているか

(エ) 先生との情報交換を密にすることによって授業で先生が必要な資料を、子どもたちが自分で考える意欲を増す資料を提供することができる。連携を密にする時間は確保されているか

(オ) 公民館等と緊密に連絡し、及び協力することとある。他の学校の図書館、公立等図書館、博物館等とネット含め連携ができるようになっているか

オ 市立図書館、学校図書館における司書のレファレンスサービスについてどのように評価しているか

カ 学校司書の多忙さは理解されていると思う。学校司書に時間外労働を指示したことがあるか

キ 学校司書の勤務時間4時間/日、年間170日は適当と考えるか

2 生活保護者の生活実態と生活保護費基準見直しによる引き下げについて

(1) 健康で文化的な最低限度の生活とはなにか

厚労省は社会保障審議会生活保護基準部会の報告に沿って平成30年10月以降における生活保護基準の見直し(削減計画)を進めた。生活保護基準部会記録(2017年12月:厚労省)からも多くの批判の声が上がっていることが明らかにされている。国によってこれだけ基準額が下げられてきた中で、まずは生活保護利用者が健康で文化的な生活ができているかの検証をするべきだ。

ア 憲法第25条で定める「健康で文化的な最低限度の生活」とはどのような生活ととらえているか

イ 焼津市の生活保護世帯540世帯(H30年10月現在)のエアコン未設置世帯数はいくつか

ウ 今年も命の危険を警告する注意が何度も発信されていた。熱中症で病院搬送された市民は何人で、その中に生保費受給者はいたか

エ 定期的に担当職員の方たちが被保護世帯の生活状況確認に足を運んでくれている。この夏命の危険を感知して対応した世帯はあるか

オ 被保護世帯には寒くなる時期に暖房対応として一定額の補助がある。酷暑でもあるのに電気代がかかることからエアコンをあまり利用しない世帯が多いという。酷暑対応で一定期間別枠の補助計画はあるか

(2) 生活保護費の中の基準生活費の増減について

「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されている、減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助本体、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる」と厚労省は指示し削減計画を実施した。

- ア 焼津市では540世帯中減額は282世帯、変化なしが50世帯、増額は208世帯だ。
1,000円以上、500円以上1,000円未満、100円以上500円未満、50円未満それぞれ減額の世帯数と世帯構成人数はどうか
- イ 減額処分の通知は行政手続き法第26条、第14条第1項に基づく理由提示の義務がある。この理由付記の程度と内容は不利益処分を受けた人がきちんと審査請求ができる程度に詳細なものでなければならない。減額された方に減額理由をどのように説明（文書・口頭）したか。また説明相手にそれが理解されているか
- ウ 焼津市は今年度以降も削減を続けていく計画か

12 増井好典 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

1 保安林の管理と利活用について

保安林の管理について伺う

現在石津地区より大井川港までの約9kmに渡り保安林として松林が存在しています。潮風グリーンウォークとして、市が実施する盛土工事と合わせ、国が進める「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の粘り強い海岸堤防の整備が急ピッチに実施されています。保安林は津波や高潮、田畑への塩害などの対策として指定され所有者等により維持管理がなされていますが、田尻地区においては民地、官地、或いは自治会の土地など特異な地区でもあります。世代も変わり当時の土地購入などの事情を知る方々も少なくなっており保安林の管理についての認識も薄れています。将来へ向けて管理体制の明確化が必要と感じ焼津市としての見解をお伺いします。

ア 焼津市として保安林の定期的な点検と点検結果に基づき必要な対策は講じていますか

イ 民地については持ち主の責任となっていると認識していますが、伐採や保安林指定解除などの手続きなどの説明は十分なされていますか

ウ 民地といえども20m以上になっている物、異常に傾いてしまっている物の伐採などは多額の費用が掛かります。焼津市としてそれらの費用について補填、支援などは考えていらっしゃいますか

2 ゴム引布製起伏堰の管理状況

ゴム引布製起伏堰の管理における焼津市としての見解を伺う

現在、焼津市の栃山川には2か所の農業用水取水用の堰があります。日常の管理は地元の自治会において管理人が選出されており管理、操作が行われています。堰の管理については、毎日のように河川の状況を確認しているとお話を聞いています。また、堰は河川の水位上昇に伴い自動で倒伏するようになっていますが、万が一倒伏しなかった場合には周囲への影響が非常に大きいことから、大雨が予想される場合には事前に倒伏させておくなど、管理人の負担は大きいものがあります。栃山川には土砂が堆積し中洲を形成している箇所などが見受けられ、大雨の際には堆積土砂が流下し堰の操作に影響するのではないかと懸念されます。今後堰の管理に

関して、焼津市として関わりについてお伺いします。

ア 堰の管理について定期的に管理人とのヒアリングや指導は行われていますか
イ 農業従事者の減少や高齢化、兼業農家が増加し今後堰の管理人が選定出来ない可能性も考えられます。そのような状況下になった場合の対策はお考えでしょうか、お伺いします

ウ 栃山川の堆積土砂の浚渫は、二級河川であることから県の施工となりますが、堰の操作に支障となる堆積土砂の撤去は焼津市として対応していただけるものかお伺いします